

第59回大阪市消費者保護審議会 会議要旨

1 日 時 令和3年6月28日（月） 午後2時30分～午後4時30分

2 場 所 大阪市役所P1階 共通会議室

3 出席者 (委員)

家本委員、石川委員、大友委員、尾松委員、河野委員、小林委員、澤村委員、白井委員、高橋委員、武田委員、南野委員、野口委員、松井委員、松尾委員、森委員、森田泰久委員、森田里花委員

(本市)

高野区政支援室長

中山地域安全担当部長

杉谷消費者センター所長

萩平消費者センター副所長

吉田消費者センター副所長

湯上消費者センター担当係長

小池消費者センター担当係長

竹内消費者センター担当係長

4 傍聴者 0名

5 議 題

- (1) 専門部会からの報告について
- (2) 本市をとりまく消費者行政の状況にかかる報告について
- (3) 高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保（令和3年度市民局運営方針）について
- (4) 大阪市消費者教育推進計画にかかる諮問について
- (5) 苦情処理部会からの紛争案件のあっせん報告について
- (6) その他

6 議事要旨

(1) 専門部会からの報告について【資料1】

前年度に開催された大阪市消費者保護審議会消費者教育部会での審議内容について、同部会の部会長代理を務めた松井委員から報告があった。

(2) 本市をとりまく消費者行政の状況にかかる報告について【資料2、資料2別添】

令和2年度に実施した消費者センターの啓発事業や消費生活相談事業をはじめとする各種事業について、事務局から各委員に報告を行った。また、報告内容について委員から質問や意見があった。

- (3) 高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保（令和3年度市民局運営方針）について【資料3】
「令和3年度市民局運営方針」に基づき、高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保に向けた状況分析や消費者センターの消費者教育の取組等について、事務局から説明を行った。
- (4) 大阪市消費者教育推進計画にかかる諮問について【資料4-1、4-2】
「大阪市消費者教育推進計画」策定の必要性と今後の進め方について事務局から説明を行い、大阪市長から審議会会長あてに同計画の策定について諮問した。
- (5) 苦情処理部会からの紛争案件のあっせん報告について【資料5】
非公開議題のため掲載なし（資料のみ掲載）
- (6) その他【資料6-1、6-2、資料6参考】
「大阪市消費者教育保護審議会運営要領」及び「大阪市消費者保護審議会消費者教育部会設置要領」の制定について、事務局から提案した経緯及び内容の説明を行い、両要領とも了承された。なお、「大阪市消費者保護審議会消費者教育部会設置要領」の制定により、従前に制定した「大阪市消費者保護専門部会の運営について」は廃止することとなった。

7 会議資料

- 【資料1】令和2年度第1回消費者教育部会会議要旨
- 【資料2】消費者センター事業について
- 【資料2別添】令和2年度消費生活相談のまとめ
- 【資料3】令和3年度市民局運営方針（経営課題4）
「高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保」
- 【資料4-1】大阪市消費者教育推進計画の策定について（諮問）
- 【資料4-2】大阪市消費者教育推進計画（仮称）の策定
- 【資料5】苦情処理部会からの紛争案件結果報告書
- 【資料6-1】大阪市消費者保護審議会運営要領（案）
- 【資料6-2】大阪市消費者保護審議会消費者教育部会設置要領（案）
- 【資料6参考】Web会議についてイメージ